

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市府中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）セビ池地区）を行うことについて令和3年6月9日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において令和3年6月25日から同年7月15日まで縦覧に供する。

令和3年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造